特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年2月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	アイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険に関する事務				
	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。				
	〇被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務				
	〇被保険者証又は認定証に関する事務				
	○介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務				
	〇要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務				
②事務の概要	〇要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務				
	○介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答に関する事務				
	〇居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務				
	〇保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務				
	〇保険給付の支払の一時差止に関する事務				
	〇保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務				
	〇保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務				
③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 サービス検索・電子申請機能 5 電子申請システム 6 電子審査システム 7 申請管理システム				
2. 特定個人情報ファ	アイル名				
介護保険情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに番号法別表第100項、番号法別表の主務省令で定める命令第133条、第134条				
4. 情報提供ネットワ	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
	3) 未定				

②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法別表の主務省令で定める命令第2条の表 【表における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項) 【表における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法」が含まれる項 (131,132の項)						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉部長寿介護課						
②所属長の役職名	長寿介護課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-8000						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	福祉部長寿介護課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-8009						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						

Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	

2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か							
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] + それごれまちī	ᅙᄆᅙᅚᄺᆂᇴᄼᆣᄼᅝ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
されている。	心(成長)に りいてい	さ、てれいてれい主 爪ろ	マロ 計画 一人は 主境 に	ロボ 画音1〜836・C、ソハノが火の計画の。記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネット	ワークシステムを	通じた入手を除く。	.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供	供 を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・2	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業				[]	手を介在させる	作業は	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠		ゝらマイナンバーが得 照会を原則としてい		合にのみ行	う住基ネット照会は	は、4情報	設または住所を含む3情
9. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]	外部監	查
10. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	ている	

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象システムが利用できるパソコンは、静脈認証により利用可能な職員を限定しており、対象システム 自体もID・パスワードによる利用可能な職員を限定している。IDの付与も、年度ごとに管理している。

変更箇所

変更箇	听				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	部裏	健康福祉部	福祉部	事後	修正
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	高齢福祉課長 深谷 真由美	長寿介護課長 岡田 高行	事後	修正
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱	健康福祉部高齢福祉課	福祉部長寿介護課	事後	修正
平成30年4月1日	いに関する問合せ 評価実施機関における担当 部署	長寿介護課長 岡田 高行	長寿介護課主幹 島藤 英信	事後	修正
平成31年4月1日	評価実施機関における担当	 長寿介護課主幹 島藤 英信	長寿介護主幹	事後	修正
平成31年4月1日		情報照会 番号法第19条第1項 別表第二	情報照会 番号法第19条第7項 別表第二	事後	修正
	による情報連携②	93,94	93,94		
平成31年4月1日		情報照会 番号法第19条第7項 別表第二	新規作成 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二	事後	追加
令和3年5月19日	による情報連携② 評価実施機関における担当	93,94	93,94	事後	修正
令和4年4月1日	部署	長寿介護主幹	長寿介護課長	事後	修正
令和5年2月1日	特定個人情報ファイルを取り 扱う事務		(4)サービス検索・電子申請機能	事前	追加
令和5年4月1日	しきい値判断項目	令和5年2月1日	令和5年4月1日	事後	修正
令和7年2月7日	個人番号の利用 法令上の根 拠	番号法第9条第1項、別表第1の68項	番号法第9条第1項並びに番号法別表第100 項、番号法別表の主務省令で定める命令第 133条、第134条	事後	修正
令和7年2月7日	情報提供ネットワークシステム による情報連携②法令上の根 拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関 係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.11,26.30,33,39.42.46.56の 2.58.61.62.80.83,87.90,93.9594,108,117の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 第1個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 (93,94の項)	番号法第19条第8号及び番号法別表の主務省令で定める命令第2条の表 【別表第2における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (2.3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険 法」が含まれる項 (131,132の項)	事後	修正
令和7年2月7日	人手を介在させる作業		十分である 申請者からマイナンバーが得られない場合にの み行う住基ネット照会は、4情報または住所を 含む3情報による照会を原則としている。	事後	追加
令和7年2月7日	最も優先度が高いと考えられ る対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 対象システムが利用できるパソコンは、静脈認証により利用可能な職員を限定しており、対象システム自体も近・パスワードによる利用可能な職員を限定している。IDの付与も、年度ごとに管理している。	事後	追加
令和7年7月17日	情報提供ネットワークシステム による情報連携②法令上の根 拠		番号法第19条第8号及び番号法別表の主務省令で定める命令第2条の表【表における情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2,37,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項〕【表における情報照会の根拠】第1欄情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法」が含まれる項(131,132の項)	事後	修正
					
		<u> </u>			<u> </u>